

入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、五泉市契約事務規則（平成18年五泉市規則第49号）第17条及び第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月18日

五泉市長 田邊 正幸

1 概要

(1) 件名	五泉市学校給食費管理システム導入業務委託
(2) 履行場所	別紙仕様書のとおり
(3) 委託期間	契約締結日から令和13年3月31日まで システム導入業務：契約締結日から令和8年3月31日まで システム運用保守：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
(4) 委託内容	別紙仕様書のとおり
(5) 予定価格	非公表
(6) 最低制限価格	設定なし
(7) 入札の方法	本物品の入札は、入札前に入札参加申請者の入札参加資格要件を審査する事前審査型入札による方法とする。

2 入札参加資格

入札参加者は、入札参加申請書提出時点において、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から開札日までの間において、新潟県又は五泉市から指名停止を受けた者（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定による暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定による暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者。
 - ウ 暴力団員と密接な関係を有していると認められる者。
- (6) 新潟県内に本店、支店又は営業所があり、かつ当該本支店等が令和7・8・9年度の五泉市の入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者であること。

3 入札参加手続等

この入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、2に掲げる入札参加資格を有するとの確認を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 入札参加申請書等の提出期限
令和8年2月24日（火）正午まで
- (2) 提出書類
入札参加申請書
※入札参加申請書の様式は、五泉市ホームページからダウンロードする。
- (3) 入札参加申請書の提出方法
持参又は郵送とする。（郵送の場合は提出期限必着とする。）
提出先 〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地1
五泉市教育委員会学校教育課学校給食係
郵送方法：一般書留郵便・簡易書留郵便のいずれかによる。
- (4) 入札参加資格の結果通知
令和8年2月25日（水）までに通知する。

4 質問

- (1) 受付期限
令和8年2月24日（火）正午まで
- (2) 提出方法
所定の質問書に質問内容を記入の上、五泉市教育委員会学校教育課へ持参、電子メールまたはFAXにて提出する。（質問書の様式は五泉市ホームページよりダウンロードする。）なお、電子メールまたはFAXにて質問書を提出した場合は、電話で五泉市教育委員会学校教育課学校給食係にその旨を連絡すること。
- (3) 提出先
五泉市教育委員会学校教育課学校給食係
メールアドレス：shokuiku@city.gosen.lg.jp
FAX番号：0250-42-5151
- (4) 質問の回答
令和8年2月25日（水）までに五泉市ホームページ上で回答する。

5 入札方法

- (1) 入札の日時及び場所
令和8年2月26日（木）午後4時30分 五泉市役所 休養室（2階）
- (2) 開札
入札終了後直ちに上記5（1）の場所で行う。
- (3) 入札方法
入札方法は持参とし、上記5（1）の日時及び場所に参集し、入札書を提出する。
- (4) 入札における留意点
 - ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
 - ② 入札書に記載する金額は、システム導入費用、システム保守費用（60ヶ月分）及び、システム使用料（60ヶ月）の合計を入札書に記載すること。

- ③ 初回の入札で落札者がないときは、再度入札するものとし、その回数は1回とする。
- ④ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、入札日時までに入札辞退書を持参または郵送で提出すること。
- ⑤ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

6 入札保証金

免除

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、システム導入費用、システム保守費用、システム使用料が予定価格の範囲内で、なおかつ、その合計が最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定した時は、直ちに口頭で発表する。
- (3) 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 無効入札

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は委任状の提出がない代理人の行った入札
- (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (3) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- (6) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ねた者の行った入札
- (7) 同一事項の入札について代理人が2人以上の代理をして行った入札
- (8) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約方法

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約を締結すること。
- (2) 契約書は五泉市所定の契約書（案）を使用する。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。

10 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、五泉市契約事務規則第7条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除する。

11 代金の支払

契約代金は検査完了後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

12 その他

- (1) 本契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約とし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算の金額において減額又は削減があった場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することができるものとする。
- (2) 本入札は公告記載事項の外、五泉市契約事務規則に基づき実施する。本公告に関する問合せ先は下記のとおりとする。

五泉市太田 1094 番地 1 五泉市教育委員会学校教育課

電話： 0250-43-3911

メールアドレス：shokuiku@city.gosen.lg.jp